

オリックス株式会社
「(仮称) 女川石巻風力発電事業環境影響評価方法書」
に対する勧告について

令和3年7月16日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 女川石巻風力発電事業環境影響評価方法書について、オリックス株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、宮城県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大49,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年 7月21日
環境大臣意見受理	令和2年10月 2日
経済産業大臣意見発出	令和2年10月12日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和3年 1月27日
住民意見の概要等受理	令和3年 3月31日
宮城県知事意見受理	令和3年 6月23日
経済産業大臣勧告発出	令和3年 7月16日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、萬上
電話03-3501-1742（直通）

オリックス株式会社
「(仮称) 女川石巻風力発電事業環境影響評価方法書」
に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. イヌワシをはじめとする希少猛禽類の調査に当たっては、適切な調査地点数とするとともに、広域に調査点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 爬虫類・両生類を含む動物全般の調査に当たっては、捕獲等の調査地点を追加するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 魚類及び水生生物の調査に当たっては、水環境の調査地点を中心に、流域の異なる地点を複数設けるなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 市街地等の生活圏からの風車による景観への影響について、調査地点を追加するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(宮城県知事からの意見書の写しを添付)